津山市スマートシティ構想策定支援業務

実施要領

令和４年５月

津山市

### 目次

[1 目的](#_Toc482100756) 1

[2 業務概要](#_Toc482100757) 1

[3 調達内容について](#_Toc482100758) 1

[4 参加資格について](#_Toc482100759) 2

[5 参加申込・参加資格確認について](#_Toc482100760) 2

[6 質疑について](#_Toc482100761) 3

[7 質疑回答について](#_Toc482100762) 3

[8 提出書類について](#_Toc482100763) 3

[9 企画提案書について](#_Toc482100764) 4

[10 評価の実施方法](#_Toc482100765) 4

[11 選定結果の通知](#_Toc482100766) 5

[12 情報公開](#_Toc482100767) 5

[13 契約方法](#_Toc482100768) 6

[14 失格条件](#_Toc482100769) 6

[15 その他留意事項](#_Toc482100770) 6

[16 提出先・問い合わせ窓口](#_Toc482100771) 7

#

# 目的

本要領は、「津山市スマートシティ構想策定支援業務」に係る契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

# 業務概要

1. **件名**

「津山市スマートシティ構想策定支援業務」（以下、「本業務」という。）

1. **業務の内容**

本業務の範囲は、スマートシティ構想の策定に係る次の範囲とする。

なお、詳細については別紙「津山市スマートシティ構想策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という）を参照のこと。

* + 1. 基礎調査業務
		2. 構想策定支援業務
		3. 津山市スマートシティポータルの開設及びデータ連携基盤の設計業務
1. **業務履行期間**

契約締結日から令和５年３月３１日まで

1. **業務費用の限度額**

提案見積り限度額は、２０，０００，０００円（税込）とする。

# 調達内容について

1. **調達方法**

　　　公募型プロポーザル方式

1. **スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 手続 | 日程 |
| 1 | 募集の公示 | 令和４年５月２５日～６月１日 |
| 2 | 募集に関する質問受付 | 令和４年５月２５日～６月１日 午後５時 |
| 3 | 募集に関する質問回答予定 | 令和４年６月６日 |
| 4 | 参加申込書提出期限 | 令和４年６月８日　午後５時 |
| 5 | 参加資格審査通知送付 | 令和４年６月１０日 |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | 令和４年６月２４日　午後５時 |
| 7 | プレゼンテーション | 令和４年７月１日 |
| 8 | 選定結果通知 | 令和４年７月１４日 |

※　日程については、都合により変更する場合がある。

※　本件は令和４年６月補正予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

# 参加資格について

企画提案者は以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す。

**参加資格要件**

1. 令和３・４年度津山市物品等指定業者登録名簿（物品・役務）に登録のある事業者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和２２年施行令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。
3. 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成２５年津山市告示第８５号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までに上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
4. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
5. 津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同上第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
6. 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市区町村税を滞納している者でないこと。
7. ISMS認証，ISO/IEC 27001，プライバシーマークいずれかを取得していること。
8. 他の自治体で都市OS構築の受託実績（共同受託を含む）があること。

# 参加申込・参加資格確認について

以下の募集要項に基づき、参加申込を行うこと。参加資格を満たしていることを確認し、参加の可否を通知する。

## 参加申込時の提出資料

参加申込時に提出する書類は、以下の６点とする。

1. (様式第１号) 参加表明書兼応募資格審査申請書
2. (様式第２号) 導入実績記載書
3. (様式第３号) 企画提案事業者会社概要
4. ISMS認証／ISO/IEC 27001／プライバシーマークいずれかの取得証明書
5. (様式第７号) 委任状（受任者は本社・本店に代わって契約手続等を行う支店・営業所に限る）
6. 受任者が所在する市区町村発行の市区町村税等納税証明書（上記オを提出する場合）

## 参加申込方法

「４　参加資格」を満たし、参加申込書を提出しようとする者は、令和４年６月８日（水）午後５時までに、次のＵＲＬからフォームにアクセスし申請すること。オ及びカについては、原本を８（１）の提出書類提出時に併せて提出すること。

([https://s-kantan.jp/city-tsuyama-okayama-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=24919](https://s-kantan.jp/city-tsuyama-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=24491))

## 参加資格確認結果

電子メールにて、令和４年６月１０日（金）に参加の可否を送付する。

# 質疑について

募集要項に対して質問がある場合には、次の方法により行うこと。

## 受付期限

令和４年５月２５日（水）～６月１日（水）午後５時必着とする。

## 受付方法

次のＵＲＬからフォームに必要事項を入力すること。

(https://s-kantan.jp/city-tsuyama-okayama-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=24920)

# 質疑回答について

質問に対しては、以下に従って回答する。

## 回答日

令和４年６月６日（月）を期限に回答する。

## 回答方法

津山市ホームページにおいて回答する。

# 提出書類について

企画提案者は、以下に掲げる企画提案書類を期限までに所定の場所へ提出すること。

提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

1. **提出書類および提出部数**

提出を依頼する書類および部数は以下の通りとする。

1. 企画提案書　正本１部（社名あり）、副本９部（社名なし）

※副本は応募者が特定されるようなロゴ等を記載しないこと。

※書式等は以下「９　企画提案書について」を参照すること。

※企画提案書は紙媒体での提出とは別に、ＰＤＦファイルをＣＤ－ＲＯＭで提出すること。

1. (様式第２号) 導入実績記載書（１０部）
2. (様式第４号) 業務実施体制表（１０部）
3. (様式第５号) 価格提案書（１部）
4. **提出方法**

「１６　提出先・問い合わせ窓口」へ直接提出すること。電子メール、郵送、ＦＡＸ等による提出は受け付けない。

1. **提出期限**

令和４年６月２４日（金）午後５時まで（時間厳守）とする。期限に遅れた場合は受理しない。

1. **留意事項**

企画提案は、1社につき1提案とする。

1. **提出辞退**

様式６「参加辞退届」に記入し、令和４年６月２４日（金）午後５時まで（時間厳守）に「１６　提出先・問い合わせ窓口」へ提出すること。電子メールによる提出でも可とする。

# 企画提案書について

## 企画提案書類の規格等

提案書については、以下の要領に沿って作成すること。

1. 提案書の形式は、Ａ４版（縦置き・横書きは自由）・長辺綴じとする。
2. ページ数については、特に上限を設けない。
3. 本文の文字フォントサイズは10.0pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
4. 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意すること。ただし、専門用語はこの限りでないが、必要に応じ用語解説をすること。

# 評価の実施方法

評価については、「津山市スマートシティ構想策定支援業務プロポーザル審査委員会」において評価を行う。

## プレゼンテーション

提案内容に関するプレゼンテーションを、令和４年７月１日（金）の１３時３０分から津山市役所本庁舎にて実施する。審査においては、提案内容の概要説明および審査委員による質疑を行うものとする。

1. 提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明（３０分）

質疑応答（２０分程度、ただし状況により延長する可能性あり）

1. 環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。その他必要なものがあれば企画提案者側で用意すること。

　　 **(２)審査基準及び配点**

　　　　本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

# 選定結果の通知

審査の結果については、以下のとおり通知する。

1. 通知方法

審査の結果は書面により通知する。

1. 通知時期

　令和４年７月１４日（木）予定

　　　なお、提案採用者として決定されなかった者が，その理由の説明を求めることのできる期間は，通知を受けてから７日以内とする。

# 情報公開

審査の結果については，津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

1. 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
2. 評価順位及び点数
3. 見積金額

なお，企画提案者から提出された企画提案書については，津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより，当該法人等又は当該個人の競争上の地位，財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

# 契約方法

1. 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、様式５「価格提案書」を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で、本市と契約を締結することとする。
2. 契約金額の算定根拠となる見積経費内訳（任意様式）を別途求めることがある。
3. 協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
4. 仕様書に記載のある必須事項及び企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。
5. 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をする。

# 失格条件

審査結果の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

**(1)**提出書類の不備や虚偽の記載があった場合

**(2)**企画提案書等の内容が仕様書に示している必須要件を満たしていない場合

**(3)**本市が定める提出書類等を期限までに提出しなかった場合

**(4)**本件プロポーザル審査の公平性に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合

# その他留意事項

1. 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
2. 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
3. 提出された企画提案書等は返却しない。
4. 本プロポーザルに係る情報の公開が求められた場合は、「津山市情報公開条例」に基づき　処理する。
5. 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、本市及び受託事業者との間で別途協議とする。
6. 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
7. 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
8. 不明な点は、「１６　提出先・問い合わせ窓口」まで問い合わせること。

# 提出先・問い合わせ窓口

津山市企画財政部みらいビジョン戦略室

住所：津山市山北５２０番地

担当：岡・青山・小枝

ＴＥＬ：０８６８－３２－２０２７

ＦＡＸ：０８６８－３２－２１５２

メールアドレス：miraivision@city.tsuyama.lg.jp